

令和2年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和2年8月7日（金）

午後1時30分から2時50分

場所 役場合同委員会室

出席者

運営協議会委員 久米賢治、山崎正夫、伊藤晋次、小林久枝、小林峰生、
前田吉昭、酒井啓、鈴木元春、長坂典子、溝口邦英、
神谷喜美子

事務局 町長、健康福祉部長、保険医療課長、保険医療課課長補佐兼保険年金係
長、保険医療課主査、健康課長、健康課成人保健係長、税務課長、税務
課住民税係長

欠席者 石川求

保険医療課長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、令和2年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、また暑さ厳しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からマスクの着用及び換気をしながら会議を進めさせていただきますことをご了承ください。

ここで新しい委員の御紹介をさせていただきます。

令和2年4月1日付けの人事異動に伴い、公益代表の内、JA あいち知多選出委員に、伊藤晋次様が就任しましたので報告させていただきます。

また、引き続き委員をお願いしているみなさまにも、よろしくお願い申し上げます。
それでは、新たな委員様もおみえですので、簡単に自己紹介をお願いします。

各委員

各自自己紹介

保険医療課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局

各自自己紹介

保険医療課長

以上、事務局です。よろしくお願いいたします。

本日は、石川求委員の1名が欠席で、本日の出席委員数は11名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達してお

りますので、本会議の成立することを確認します。

また、東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱により、本会議も公開となります。本日の傍聴者はありませんでした。

なお、会議録につきましては、氏名を伏せてホームページにて公開します。そのため、録音させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

まず、会議の開催に当たり配付資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

それでは、はじめに、町長から、挨拶を申し上げます。

町長

～挨拶～

保険医療課長

それでは、会議の取り回しを、久米会長にお願いしたいと思います。久米会長、よろしくお願いします。

会長

～挨拶～

会長

つづきまして、次第2の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。酒井啓委員、神谷喜美子委員にお願いします。

それでは、次第3の議題にはいります。議題の1件目は、諮問事項「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」です。

町長

東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について諮問いたします。

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1 東浦町国民健康保険税条例の規定に基づく賦課限度額の改正について

医療分、改正案として63万円、現行は61万円、現行との差2万円。

後期高齢者支援金等分、改正案として19万円、現行は19万円、現行と変わらず。

介護納付金分、改正案として17万円、現行は16万円、現行との差1万円。

合計、改正案99万円、現行96万円、現行との差3万円です。

2 施行日

(1) 令和3年4月1日から施行する。

(2) 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、よろしくお願いいたします。

～諮問書を会長へ渡す～

～町長退席～

会 長

それでは、ただいま諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」を議題とします。

今回の資料について、事務局の説明をお願いします。

税務課長

本日の諮問事項「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」、御説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について「1 賦課限度額について」、「(1) 賦課限度額とは」です。国民健康保険税は、令和2年度賦課限度額の表のとおり3つの区分、医療分といわれる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額によって算定した税額の合算額になっています。

現在、令和2年度における本町の賦課限度額は、表のとおり、医療分が61万円、後期高齢者支援金等課税額が19万円、介護納付金課税額が16万円の合計96万円で、国の定める法定限度額より、3万円低い額となっております。

続きまして、「(2) 根拠法令」についてです。地方税法施行令において、国の法定限度額が定められており、これに基づいて、各市町村が条例により賦課限度額を定めることになっています。本町では、東浦町国民健康保険税条例第2条により定めています。

「(3) 賦課限度額改正の推移」についてです。表のとおり、国は、平成26年度から3年連続で限度額の改正をし、1年据え置いた後、平成30年度から令和2年度まで毎年度改正を行いました。本町は、法定限度額が改正になった翌年度に限度額の改正をしております。

医療費の増大に対応し、税収を確保するとともに、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、表のとおり、国は、令和2年度に法定限度額を改正しました。

2ページをお願いします。本町としましても、同様に、「2 賦課限度額の改正案について」のとおり賦課限度額を法定限度額と同額とする改正を考えております。

次に、「3 改正による影響について」です。「(1) 国保税の増加見込み」につきましては、表のとおり医療分は約162万円増加するものと想定しております。増加率としましては、0.2パーセントと想定しております。また、介護分は、約30万円増加するものと想定し、増加率としましては、0.4パーセント増加するものと想定しております。

「(2) 該当する世帯数」につきましては、試算時における5,993世帯のうち、医療分は1.3パーセントにあたる78世帯で年額合計約162万円、課税額が増加するものと想定しております。また、介護分は0.5パーセントにあたる28世帯で年額合計約30万円、課税額が増加するものと想定しております。

3ページを御覧ください。「該当世帯の例」についてですが、4人世帯を例に、限度額に到達する所得を試算した表です。介護分に該当する40歳以上65歳未満の夫婦2人と、その子供2人の家族で、所得のある方が1人では、令和2年度の税制度に

基づき算出しますと、医療分は、改正前は所得が約 904 万円以上の世帯が対象となっておりますが、改正後は、所得が約 941 万円以上の世帯が対象となります。介護分は、改正前は所得が、約 1,032 万円以上の世帯が対象となっておりますが、改正後は、所得が 1,105 万円以上の世帯が対象となります。

最後に、「4 知多地区 5 市 5 町の状況」についてです。表のとおり知多地区 5 市 5 町の令和 2 年 7 月 1 日の現在の状況です。常滑市、大府市につきましては、法定どおり令和 2 年度から 99 万円に改正しております。半田市、知多市、阿久比町、美浜町、武豊町は、本町と同様に令和 3 年度から限度額の改正を行う予定です。東海市につきましては、現在の 93 万円から 96 万円に改正予定で、南知多町については、改正するかどうかは未定という状況です。

以上のとおり、今回の課税限度額の改正につきましては、国の法定限度額の改正に伴って行うものであります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。本件について御質問・御意見がありましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

会 長

御意見等はないでしょうか。

御意見が無いようでしたら、賛同ということでよろしいでしょうか。

～意義なしの声～

それでは、原案のとおり承認としますので、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、私から町長に答申したいと思います。

ここで、町長に対して答申を行うための、書類等の準備がございますので、しばらく休憩いたします。

～休憩～

～町長着席～

～再開～

会 長

それでは、会議を再開します。

会 長

それでは、答申します。

令和2年8月7日付け2東保第2851号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」審議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡す～

会 長

無事に答申することができました。ありがとうございました。ここで町長より挨拶をお願いします。

町長

諮問につき御審議していただき、また答申をいただき、どうもありがとうございました。本日いただきました答申に沿って我々も執行を進めて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

会 長

続きまして、報告事項「令和元年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について」事務局から説明をお願いします。

保険医療課課長補佐兼保険年金係長

令和元年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について説明させていただきます。

資料2を御覧ください。令和2年3月31日現在の、「国民健康保険及び介護保険の加入状況」です。表の左から、東浦町の人口50,154人、世帯数20,719世帯です。表の中央、国民健康保険被保険者数です。一般9,491人、退職1人、総数9,492人、世帯数は5,921世帯です。介護保険の対象者は40歳以上65歳未満で、被保険者数2,767人、世帯数2,342世帯です。

続きまして、「2 国民健康保険及び介護保険の被保険者数及び世帯数の推移」です。平成28年度から令和元年度の年度末、各年3月31日現在の状況を表記してあります。また、その下は、人口及び被保険者総数の推移をグラフで示したものです。

被保険者数は、減少傾向にあります。特に、退職者数については、大幅に減少しております。理由は、平成27年3月末に退職者医療制度が廃止され、65歳の年齢到達により、一般被保険者に切り替えとなったためです。令和元年度末の人数が1人となっておりますが、現在はすべて一般被保険者となっております。

2ページを御覧ください。「3 国民健康保険税の徴収実績の状況」です。平成27年度から令和元年度の5年間を表記いたしました。また、グラフでも推移がわかるようにしてあります。平成27年度において、現年課税分徴収率93.5%、滞納繰越分徴収率は28.1%であったものが、令和元年度には現年分94.4%、滞納繰越分28.5%と、現年分、滞納繰越分ともに上昇しております。徴収率の向上を図るために、高額滞納者には、滞納整理機構による徴収を実施しています。

次に3ページを御覧ください。「4 決算額の概要」です。平成27年度から令和元年度までの歳入総額、歳出総額、前年度比較を表記し、下のグラフに推移を示しました。決算額は、歳入・歳出ともに減少傾向となっております。減少の主な要因は、広域化に伴い国への過年度分療養給付費負担金の返還がなくなったことにより、決算

総額として減少となりました。

4 ページを御覧ください。「5 科目別決算の推移」です。歳入・歳出の科目別に、決算額、総額に占める構成比を表記してあります。広域化に伴い、予算科目が変更されたため、令和元年度の科目順に表記させていただきました。

なお、5 ページに予算科目ごとに決算額及び構成比をグラフで示しました。令和元年度の歳入総額は 45 億 3,133 万円 7 千円で、そのうち約 67%が県の交付金、約 21%が国民健康保険税となっています。令和元年度の歳出総額は 43 億 6,003 万 6 千円で、そのうち約 69%を保険給付費が占めています。

それでは、6 ページを御覧ください。令和元年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算案でございます。令和元年度の予算現額、決算額、参考としまして平成 30 年度の決算額、前年度との増減、前年比をそれぞれ予算科目ごとに載せてあります。広域化に伴い、予算科目が変更されたため、令和元年度の予算科目順に表記させていただきました。決算額について、主な科目のみ説明させていただきます。

科目 1、国民健康保険税は、9 億 6,774 万 5,448 円で、昨年度に比べ、2,156 万 9 千円余の減となっています。

科目 2、県支出金は、医療給付に要した経費の全額が交付される普通交付金など、合計 30 億 4,210 万 1,953 円が交付されました。

科目 3、繰入金は、2 億 3,191 万 6,847 円で、昨年度に比べ、7,230 万 7 千円余の減となっています。減少の主な要因は、国の通知及び県の運営方針に基づき改定した税率設定により赤字解消が進んでおり、法定外の繰入が必要なかったためと考えています。

科目 4、繰越金は、2 億 6,523 万 3,446 円で、昨年度に比べ、1 億 145 万 6 千円余の減となっています。これは、平成 30 年度の税率改正時の計画に基づき、繰越金を収支不足額に充てたためです。

科目 5、諸収入は、2,344 万 8,100 円で、昨年度に比べ、2,201 万 7 千円余の減となっています。主な要因は、交通事故等による第三者納付金が減少したためです。

科目 6、国庫支出金は、89 万 1,000 円で、制度改正に伴う国民健康保険システムの改修に対して補助金が交付されたものです。

なお、退職療養給付費等交付金は、広域化に伴い、平成 30 年度までで清算が終了しているため、精算交付はありませんでした。

以上、歳入合計は、45 億 3,133 万 6,794 円で、昨年度に比べ 1 億 3,222 万 4 千円余の減となっています。

次に 7 ページを御覧ください。歳出決算案でございます。主な科目のみ説明いたします。

科目 2、保険給付費は、29 億 9,817 万 8,391 円で、昨年度に比べ、6,220 万 8 千円余の増となっています。被保険者数は減少していますが、脳血管疾患、心疾患、腎不全など多くの生活習慣病において医療費が増加していることが原因と考えられます。

科目 3、国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い創設された納付金で、主に医療給付に要した経費の全額を市町村に交付する保険給付費等交付金の財源とするため、県の算定に基づき、県に納付するもので、12 億 9,214 万 7,149 円の支出となりました。

科目 5、諸支出金は、143 万 8,100 円で、昨年度に比べ、4,595 万 7 千円余の減となっています。これは、国から交付される退職療養給付費等交付金の精算が、広域化に伴い平成 30 年度で終了したためです。

以上、歳出合計 43 億 6,003 万 6,468 円で、昨年度に比べ 3,829 万 1 千円余の減となっています。

差引翌年度繰越見込額は、1 億 7,130 万 326 円、単年度収支は、9,393 万 3,120 円の赤字となっています。

次に 8 ページを御覧ください。保険者負担分の医療費経過表を作成し、3 か年度分を掲載しています。こちらは、参考として御覧いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、資料 2 国民健康保険事業特別会計決算案の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。本件について質問がありましたら発言をお願いします。

委員

単年度収支は黒字ではないですか。

保険医療課課長補佐兼保険年金係長

単年度収支は、前年度の繰越金額を除いておりますので、赤字となっております。

会長

単年度収支の赤字はいくらですか。

保険医療課長

7 ページ下段の 9,393 万 3,120 円が単年度収支の赤字となります。

会 長

その他に、御質問等はないでしょうか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、「令和元年度特定健康診査実施結果について」事務局から説明をお願いします。

健康課成人保健係長

健康課から、令和元年度特定健康診査等の実施結果の報告について説明します。

特定健康診査等は、医療費延伸への対策として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少を目的に、各医療保険者が実施することが事務づけられています。

1 ページ上段「東浦町の目標実施率等」を御覧ください。平成 27 年度から令和元年度までの目標実施率は御覧の表のとおりです。平成 29 年度までは第 2 期特定健診等実施計画に記載のある目標数となり、平成 30 年度から第 3 期特定健診等実施計画に移行したことにより、目標実施率に変更となっています。令和元年度の目標実施率は、健康診査の実施率が 60%、保健指導の実施率が 60.9%でした。

1 「特定健康診査等目標達成率（法定報告）」を御覧ください。平成 26 年度から 30 年度について確定した法定報告の受診率を報告します。令和元年度分の法定報告数はまだ出ていないため、平成 30 年度までの計上としています。特定健診の受診率については目標値としていた 60.0%に届かず、57.0%となりました。特定保健指導

の受診率は目標である 60.9%を超え、66.0%となりました。

次に、2「特定健康診査実績」を御覧ください。特定健康診査の対象は、年度末年齢が 40 歳から 74 歳までの東浦町国民健康保険加入者です。実施医療機関は、前年度から 1 ヶ所減り、町内 14 医療機関にご協力いただき個別検診を行っています。実施期間は、6 月 1 日～8 月 10 日まででした。検診内容については、2 ページに (4) 及び (5) 記載されているとおりです。(6) 実施状況については、健康課が実施した全実績を記載しているため、先ほど説明した法定報告の受診率とは異なります。法定報告は、前年度 1 年以上国民健康保険へ加入している方が対象となっています。2 ページの実施状況は中途加入者も含む実施率です。令和元年度の全体の受診率は、54.9%となっています。

続きまして、3 ページ上段を御覧ください。令和元年度の特定健康診査年代別受診率です。40 歳から 74 歳までの受診率を 5 歳刻みで表示しています。毎年の傾向として、若い世代ほど受診率は低い状況となっています。この状況は継続して起こっている本事業の課題となっています。

次に中段の 3「特定保健指導実績」を御覧ください。特定保健指導は、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームの方、及びその予備軍の方へ生活習慣等の指導を行うものです。保健指導の対象となる基準は記載のとおりとなります。保健指導の内容としては、メタボリックシンドロームに該当する方には、(2) アの積極的支援をおこないます。6 か月間、何度か保健センターの保健師または管理栄養士が電話及び面接等で状況を確認しながら、保健指導を実施します。メタボリックシンドローム予備軍に該当する方は、動機づけ支援として、半田市医師会健康管理センターへ委託をして集団形式にて実施しました。

次に 4 ページを御覧ください。(3) 保健指導の実施状況です。令和元年度の最終評価終了率は 66.7%で平成 30 年度の 66.0%より増加しています。なお、終了率向上の要因は、積極的支援の実施率の向上が起因しており、平成 29 年度から積極的支援の実施に際し、初回面接を結果返却と同時にを行う方法に変更したことが挙げられると推測しています。今年度も現在保健指導期間中ですが、引き続き指導率の向上に努めてまいります。

次に 4 ページの 4「目標に対する結果」を御覧ください。(1) の特定健康診査は、54.9%と計画の目標を下回りましたが、県平均の 39.7%より高い受診率を維持しています。(2) の特定保健指導は、66.7%と目標値及び昨年度実績を上回り、かつ県平均より高い指導率でした。

次に 4 ページ下段から 5 ページにかけて 5「事業評価」を御覧ください。受診者に対する特定保健指導対象者出現率は、事業開始年度である平成 20 年の 15.2%から令和元年度は 10.8%と減少しています。今後も、生活習慣病対策として及び健康への意識づけとして、特定健診及び保健指導を推進していきます。

次に 6「令和 2 年度の取り組み」です。今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、健診機関を従来の 6 月から 8 月まででなく、10 月末まで期間を延長し実施しています。これは健診機関を延長することで平準的に患者様が来所する環境を作り、院内が密にならないよう調整を行ったものです。今年度はコロナ禍の中難しい状況ではありますが、特定健診、特定保健指導及び受診に結びつく啓発等、幅広く事業展開を行ってまいります。

特定健康診査等の報告については、以上です。

会 長

説明が終わりました。本件について質問がありましたら発言をお願いします。

委員

特定健康診査の若年層の受診率が下がっているとのことですが、人間ドックを受診しているなど、因果関係はありませんか。また、人間ドックの受診者は把握されていますか。

健康課成人保健係長

特定健康診査の代わりに人間ドックを受診される方もいるため、人間ドックを受診された方に健診費用を助成する制度があり、令和元年度は 55 名の方がその助成制度を利用いただいております。

会長

人間ドック助成の周知方法は。

保険医療課長

広報・HPで周知しています。

会 長

その他に、御質問等はないでしょうか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、「糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて」事務局から説明をお願いします。

保険医療課課長補佐兼保険年金係長

説明に入る前に、本日の資料に一部誤りがございましたので、訂正をお願いします。「資料 4」の 2 ページ、一番下の、中央よりやや左の、「受診あり 5 人（国 3, 後 2）」となっている箇所が、正しくは「受診あり 6 人（国 3, 後 3）」、すぐ右の「受診なし 2 人（後 2）」となっている箇所が、正しくは「受診なし 1 人（後 1）」でした。割合に誤りはありません。申し訳ありませんでした。

資料 4 を御覧ください。糖尿病につきましては、全国的に患者数の増加が課題となっているところですが、このような中、東浦町におきましては、平成 28 年度から糖尿病性腎症化重症化予防についての取組みを実施しています。

取組みの内容、事業の実施の流れについては、1 ページに記載のとおり「（1）糖尿病未治療者の受診勧奨」と「（2）糖尿病治療者の保健指導」に分けて行っております。「（1）糖尿病未治療者の受診勧奨」の対象者は、40 歳以上で町の健康診断受診者のうち、検診結果から、糖尿病性腎症 1 期～4 期に該当する国保、後期高齢被保険者のうち、糖尿病未治療者に、保健指導や受診勧奨を行うものです。

2 ページの「令和元年度糖尿病性腎症重症化予防事業 実施状況について」を御覧ください。健康診断の検査結果から糖尿病性腎症 1 期～4 期の対象者 18 人のうち、国保加入者 10 人に対し、訪問や電話等による保健指導や受診勧奨を行った結果、8 人の受診に繋がりました。

なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状

況を見て、実施の有無や方法を検討してまいります。

以上、簡単ではございますが、資料4「糖尿病性腎症化重症化予防プログラムについて」の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。本件について質問がありましたら発言をお願いします。

会 長

単年度の報告ですが、どれくらいの統計がありますか。

保険医療課課長補佐兼保険年金係長

平成28年度から事業を開始しておりまして、対象者のうち受診に繋がった方は、平成28年度は22人のうち18人で81.8%、平成29年度は22人のうち15人で68.2%、平成30年度は14人のうち7人で50%となっております。また、平成30年度からは平成28年度以降の対象者に対して追跡調査を実施しており、令和2年3月時点で平成30年度の対象者14人のうち12人の85.7%の方が受診されていました。

会 長

その他に、御質問等はないでしょうか。

以上で質疑を終了します。

最後に、次第4「その他」について事務局から説明をお願いします。

保険医療課長

その他については、特にございません。

事務連絡といたしまして、東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催は、例年、今回の8月と翌年の2月の2回の開催としております。

次回開催は2月を予定しております。事前に開催の御連絡を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

会長

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

委員のみなさまには、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

2時50分閉会